平成２５年（フ）第１２１５３号
東京都杉並区高井戸東３丁目28―18―306
破産者　谷内　紀之
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１７６号
東京都北区豊島７丁目７―16
破産者　大栗　正壽
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２８３号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1642―156
破産者　谷脇　充壽
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２９３号
神奈川県横浜市神奈川区斎藤分町29―10―201
破産者　小松　　成
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２９８号
東京都大田区仲六郷４―18―１　旅館おおさわ、住民票上の住所島根県隠岐郡西ノ島町大字別府149―５
破産者　松村　　満
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３０５号
千葉県船橋市飯山満町２丁目777―１
破産者　小西由利子（旧姓篠原）
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３４５号
東京都大田区西蒲田７丁目28―２
破産者　請園　玉緒
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３５６号
東京都杉並区高円寺南３丁目33―10―102
破産者　てつこと　浅井　哲夫
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０９７号
東京都港区三田３丁目５番27号
破産者　株式会社エクセルキュー
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１２１号
東京都板橋区坂下２丁目６－３―108号　ビラウエルス、開始決定時の住所東京都練馬区豊玉北１丁目２－５　フェリスオーブＡ棟104
破産者　竹田　　剛
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８９４号
東京都中野区弥生町２丁目52番４号
破産者　株式会社イーケーエス
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０５号
神奈川県小田原市扇町２丁目６番63号
破産者　有限会社キクチデンキ
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４１号
最後の住所　長野市川中島町今井1770番地16マーベラス95―205、破産手続開始決定時の住所長野市川中島町上氷鉋464番地２
破産者　亡塚田智生相続財産
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
岐阜県中津川市坂下96番地１
破産者　長田　一宏
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１０８号
岐阜県中津川市落合1169番地の222
破産者　早川　清幸
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第５６４６号
大阪市中央区南本町２－１－３　福武ビル５階、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市西郷通３丁目２番12号
破産者　大和物産株式会社
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５４号
大阪府和泉市松尾寺町1910
破産者　株式会社中央ワイドサービス
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１２号
大阪市北区西天満５丁目13番３号
破産者　桐田工業株式会社
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１７８号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目22番46号
破産者　株式会社Ｌｉｎｋ　ｕｐ
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６４９号
大阪市淀川区西中島４丁目５番地１号
破産者　株式会社ヴィューインターナショナルシステム
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６７９号
大阪市西区新町１丁目23番２号
破産者　株式会社ゼロロク
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５４号
大阪市西淀川区佃５丁目12番２―607号
破産者　有限会社サンリード
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部